

北上市告示乙第57号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、市税の収納事務を次のとおり委託したので、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

北上市長 八重樫 浩 文

1 委託の内容

コンビニエンスストア又はスマートフォン等の電子機器を利用して納付される次の市税等の収納事務

- (1) 市県民税（普通徴収に係るものに限る。）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税

2 受託者

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社岩手銀行	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

3 委託の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで